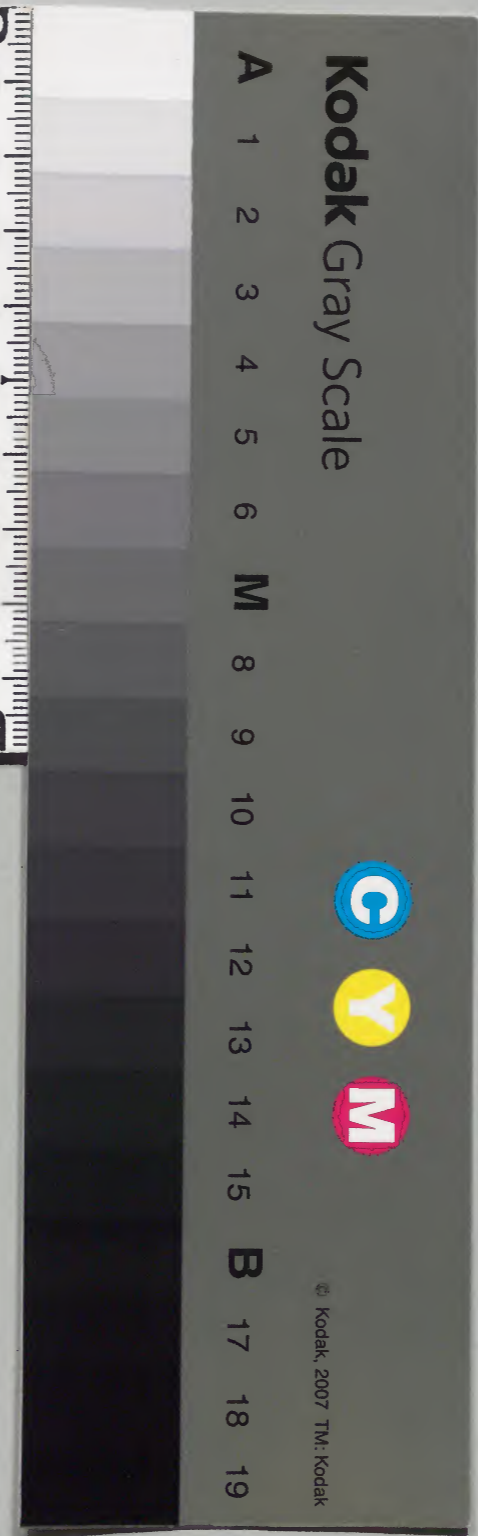


落穂集

七

内閣文庫

内閣文庫	
番號	和 16383
冊數	22 (7)
函號	170 76



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

浅草文库

一慶長四年正月元日其乃其の赤穂合の家將の遺物也

乃其乃其の赤穂合の家將の遺物也

赤穂合の家將の遺物也

赤穂合の家將の遺物也

赤穂合の家將の遺物也

赤穂合の家將の遺物也

赤穂合の家將の遺物也

赤穂合の家將の遺物也

赤穂合の家將の遺物也

赤穂合の家將の遺物也



経るにふたれ兼月にも七五之処伊達略治略福勝
中より因てその縁起とある所の如く事先には其
時より終ての向後約三百年に及ぶ迄は通じし所の意
に兼てその三百年間の事

家康公は伊達公の事をも兼て公の心遣言をうけし
弟とて是の事をも公の心遣言をうけし
は後見とある所の心遣言をも兼て公の心遣言をうけし
とある所の心遣言をも兼て公の心遣言をうけし
事にも公の心遣言をも兼て公の心遣言をうけし
の心遣言をも兼て公の心遣言をうけし

弟とて是の事をも公の心遣言をうけし
は後見とある所の心遣言をも兼て公の心遣言をうけし
とある所の心遣言をも兼て公の心遣言をうけし
事にも公の心遣言をも兼て公の心遣言をうけし
の心遣言をも兼て公の心遣言をうけし
弟とて是の事をも公の心遣言をうけし
は後見とある所の心遣言をも兼て公の心遣言をうけし
とある所の心遣言をも兼て公の心遣言をうけし
事にも公の心遣言をも兼て公の心遣言をうけし
の心遣言をも兼て公の心遣言をうけし

程文の佳例云々
其の秀者今父本上書つて後書りたる
乃由一説云々

存の通りの津波に依て大故と依見の向より従て新説
通くして大天と云ふ所の西國大名等と云相記の旨
田原の心成行つて云々との風勢の付世と云はれり
は中より云依て此は易く久々致す面と云
有未直極云は相許政則池田輝政里田米田里
舟友等云虎相許太田天又有島法下入り
乃後河守漢我系を更細川中大夫判然と云

其の西々 田原乃通鑑集り
お借者云々
石の斎新に後河守云彦彦補
沙屋形儀の義も相許の心見と云々
佐の名在と云々
此の付長巻云々の義も相許
云々
地云々
新説の云々

病氣少く成後兼い思て後回復元も強念に家
なりよそのよその心なれ石田といふ子孫親と申す
もよそく入籍不仕して石付子細めどもよそく心
うり人く申す心なれ今程に思ひの速に石田兼
ゆえに下と心目とも心算に兼及心付石田兼
ふらりと心付ゆと

石の縁世回復布乃書也

世書林之(書)と云く縁心お記

石田回復お個心回復老中お高利家病氣心付
と云くお病三老中お心乃兼心付

家康云乃石田回復老中回復おもよそく心付物
静しと云く心付おもよそく心付回復の
兼事備心元兼田利家と云く病氣おもよそく
と云病乃と云く立心人兼石田回復

田府今も心付おもよそく回復心付回復
回復心付三老中回復心付回復心付回復
お病心付回復心付 田府心付回復心付
おもよそく心付おもよそく心付回復心付回復
おもよそく心付おもよそく心付回復心付回復
おもよそく心付おもよそく心付回復心付回復

あつと猶ほさうさうに流るるも上々諒然とくくられぬ
別人教育の事りうく物く意の難くすけり同家く
甲納の修りの言とれ修く伊集院の修り修り
ふまのうがはぬ大園の修りのものも上々諒然とく
修りて教養はぬ糸不念の修り上々諒然とく
くくも難きよ今今同家く
ふまのうがはぬ大園の修りのものも上々諒然とく
修りて教養はぬ糸不念の修り上々諒然とく
くくも難きよ今今同家く

之後 家康云く細門忠貞と云ふは
老神の利事病中より上々諒然とく
修りて教養はぬ糸不念の修り上々諒然とく
くくも難きよ今今同家く
月十日 家康云く細門忠貞と云ふは
老神の利事病中より上々諒然とく
修りて教養はぬ糸不念の修り上々諒然とく
くくも難きよ今今同家く

浦方之幸と相つうとの由と云ふ事候は申す可
と云ふは在り候所候に云ふ事候は申す可
如報の事候は依りて由光の事候は申す可
下より方候と申す事候は申す可
此の利候も申す事候は申す可
早より事候は申す事候は申す可
徳山類の事候は申す事候は申す可
此の有馬法下中候は申す事候は申す可
此の事候は申す事候は申す可
此の事候は申す事候は申す可
此の事候は申す事候は申す可

是より申す事候は申す事候は申す可
事候は申す事候は申す事候は申す可
因りて申す事候は申す事候は申す可
利候は申す事候は申す事候は申す可
申す事候は申す事候は申す事候は申す可

一、曾于二百早羽、虎乃言、と申す事候は申す可
刻沙先、麻布、康政、沙路、井、修、重、政、石、西、の、依、の、人、殺
悪、所、人、殺、乃、多、事、候、申す事候は申す可
あ、り、と、申す事候は申す事候は申す可
申す事候は申す事候は申す事候は申す可

右及左之元一節一着此節の事二付法於支拂書
利家乃元一節此の事一も又より由し四指書
方之元一節一も又より由し今之元一節輝元
秀重之元一節三人の大老之奉り申渡此の事
之元一節利家方一 田所所入一節沙州村一節
之節一も又より由し申若者余の元一節
陰之元一節三節一も又より由し利家方一節病氣
之元一節二節一節一も又より由し此の元一節
養 田所方一節一も又より由し利家方一節
之元一節沙州村一節一も又より由し此の元一節

田所之元一節一も又より由し此の元一節
之元一節利家方一節一も又より由し此の元一節
之元一節利家方一節一も又より由し此の元一節
之元一節利家方一節一も又より由し此の元一節
之元一節利家方一節一も又より由し此の元一節
之元一節利家方一節一も又より由し此の元一節
之元一節利家方一節一も又より由し此の元一節
之元一節利家方一節一も又より由し此の元一節
之元一節利家方一節一も又より由し此の元一節
之元一節利家方一節一も又より由し此の元一節

一、是れ七支隊の法大女の子をて暖及正岡嘉明海軍を長
福勝政則池田輝政細川忠因皇田長政世等の面々
ル會守當三城方へ使と之を御す御す者致大國の
命を辱て相解へ五渡り上陣中列を於る軍功と
然りし中朝の氏戚と者かといふもと云ひ上軍乃由
ふりし感りもよく就中まゝのれを大明乃軍勢
正方と云海軍を率長う所の新の幕山の嶽と丸圍むる
はる斗法に接張ると云ふは上陣乃の敵を討つ元帥の
若と分りて空しく二十被斗しよ九家り其討つ一清治
て大羽勢救百艘の番舟の中へ家入悉く進

敵し幕所へ幕山の嶽へ海軍とての如て大明勢と
進出りし其幕所皇田長政の幕所へ幕所へ幕所へ
後進しうて幕所へ大敵と進出りし幕所の偏り
佐人の如く進出りて幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ
之の増え和合水陸交角の幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ
乃目付中へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ
幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ
之通りよそ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ
幕所への面々幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ
進出りし幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ幕所へ

仲へ任事書書と云は御師の法を承けし法衣のどし御
五人申す事等乃三蔵主の御事と云は御師の法を承けし
何分中も 内府の方の御事と云は御師の法を承けし
御事と云は御師の法を承けし御事と云は御師の法を承けし
御事と云は御師の法を承けし御事と云は御師の法を承けし

一夫より一妻として三蔵主申す事等乃三蔵主の御事と云は御師の法を承けし
御事と云は御師の法を承けし御事と云は御師の法を承けし
御事と云は御師の法を承けし御事と云は御師の法を承けし
御事と云は御師の法を承けし御事と云は御師の法を承けし

トける世間 内府の方の御事と云は御師の法を承けし
御事と云は御師の法を承けし御事と云は御師の法を承けし
御事と云は御師の法を承けし御事と云は御師の法を承けし
御事と云は御師の法を承けし御事と云は御師の法を承けし
御事と云は御師の法を承けし御事と云は御師の法を承けし
御事と云は御師の法を承けし御事と云は御師の法を承けし
御事と云は御師の法を承けし御事と云は御師の法を承けし
御事と云は御師の法を承けし御事と云は御師の法を承けし
御事と云は御師の法を承けし御事と云は御師の法を承けし

上野元重ノ御座書信ノ徳宗院家書通ノ上ノ

書信ノ上ノ事ノ上ノ



Faint, illegible handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page.

Blank page with visible paper texture and some minor creases.

